

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	三条市教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 25 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	三条市立三条小学校	110 名	16 名
2	三条市立四日町小学校	254 名	18 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

三条小学校は、特別支援学級 2 学級に加えて、4 つの通級指導教室を併設し、市内の特別支援教育のリーダー的な学校である。特に、通級指導教室の教員は、他校の通級対象児童についての教育相談や、教職員への助言も行っている。また、校内研修テーマを「授業のユニバーサルデザイン化による分かる楽しい授業」と設定し、全校体制で特別支援教育の推進に取り組んでいる。

四日町小学校は、特別支援学級が 2 学級設置されている。児童の中には、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に定める障害の程度の者も在籍している。そのため、障害の程度に応じた適切な支援を実施できるよう、研修等を通じて、学校全体での体制整備に努めている。平成 26 年度から予定されている、当該校を含めた小中一貫教育一体校への移行に向け、特別支援学級の新たな教育課程の編成についても、中心となって検討を進めている。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

合理的配慮協力員を委嘱し、市教育委員会と連携しながら、本モデル事業における中心的な役割を果たすことができるよう支援した。教育委員会の担当指導主事は、定期的にモデルスクールを訪問し、対象児童の観察を通して、取組状況の把握、指導・助言及び成果の検証等を行った。

また、合理的配慮協力員、モデルスクール担当教職員、担当指導主事、子育て支援課保健師、特別支援学校職員及び医師等からなる運営協議会を設置し、対象児童への合理的配慮内容等について協議を深め、地域全体での特別支援教育の方向性について検討した。

市内各校の特別支援教育担当者に対しての研修会を開催し、モデル事業の取組の成果について共有することによって、モデルスクール以外の学校における合理的配慮の実践

にもつなげていけるよう努めた。

【モデルスクールとして行った取組】

管理職、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭及び通級指導教室担当教員からなる校内検討委員会を設置し、各学期に1回の検討会を開催した。この中で、合理的配慮の内容について検討を行い、成果を評価し、適宜配慮の内容について修正を加えながら事業を進めていった。

対象児童の保護者に対しては、個別の指導計画を踏まえて、合理的配慮の内容及び評価について十分に説明をし、合意形成を図り、家庭と学校とが連携した支援ができるように配慮した。

3. 成果及び課題

具体的な成果としては、主に以下の6点が挙げられる。

① 関係機関との連携による就学先の決定と引継ぎならびに実態把握

対象児童の就学に際しては、教育的ニーズを踏まえ、保護者、受入れ校及び市教育委員会が十分に話し合って就学先を決定した。特に、幼稚園と十分な連携をしながら支援の引継ぎ等を行い、保護者や本人が安心して学習できるように配慮した。

学習活動中の対象児童の様子などから、通級指導教室担当者は対象児童の認知の仕方等の課題を見つけ、研究機関での検査の勧めや、通級指導教室での指導につなぐことができた。対象児童の様々な学習上の課題について、その要因を明らかにした適切な対応や合理的配慮の実施により、対象児童は意欲をもって学習に参加できるようになった。

② 全校児童及び全教職員による学校全体での取組

全教職員が対象児童の障害特性や効果的な支援の仕方について理解する場を、定期的に設けている。このことにより、全教職員が共通理解に基づいて支援をすることが可能になり、対象児童の不安を軽減し、積極的に他者との関わりを求めようとする態度の育成に結び付いた。

また、対象児童の障害特性について全校児童にも説明し、対象児童への理解及び配慮を求めた。交流の場では、学級担任や特別支援指導員が対象児童に付き添い直接的に支援することからスタートし、対象児童の状況に応じて段階的に支援を軽減していく指導を行った。通常の学級に在籍する児童が、支援者の関わり方をモデルにすることで、対象児童との接し方について自然と学びとることができるようになってきた。

③ 児童の実態や教育ニーズを踏まえた関係機関や保護者との連携

対象児童にとっては、医療機関や専門の関係機関による療育や専門的な訓練が不可欠である。また、継続的な訓練のためには、保護者の協力を得て、家庭での療育の場が必要となる。この点について、通級指導担当教員が、連携の要となり、支援

体制を整えた。

④ 通級指導教室担当者と学級担任との支援の相互機能

通級指導教室は通常の学級と連携しながら、対象児童の学習活動を支える存在として機能している。通級指導教室担当者が対象児童の障害特性に応じた専門的な指導を行うことはもちろん、本児の通常の学級での授業に付き添い、配慮が必要な場面で学級担任の指導を補う形をとっている。また、学級担任は、普段の授業の中で、対象児童に配慮した工夫や配慮を講じるが、この取組が対象児童以外の児童にとっても有効な支援となる場合があった。通級指導担当が行う、専門的で本児に特化した合理的配慮と、学級担任が行うどの子にも有効なユニバーサルデザイン化した授業の展開とが相互に機能し働くことで、対象児童は安心して学校生活を過ごし、確実な学力の定着が実現できた。

⑤ 児童の実態や教育的ニーズに焦点をあてた教育課程の編成

集団への適応を目指し、技能を高めるための生活単元学習や日常生活の指導を設定してきた。特別支援学級で培った集団への適応のための知識や技能を生かすため、通常の学級に在籍する児童との交流活動、日常的な異学年との交流の場である清掃活動や学校行事への参加、近隣の小・中学校との交流活動への参加を計画的に実施してきた。このような教育課程の編成により、教育環境が変わったことにより生じる本児の戸惑いは軽減し、集団への興味・関心の深まり、集団行動への抵抗感の軽減へとつながった。

⑥ 地域との交流、理解・啓発を高める配慮

障害のある者が通常の学級で学ぶ場合において、インクルーシブ教育システムの理念や障害のある児童への地域住民の理解が不可欠である。三条市では、小中一貫教育を推進するに当たり、地域の方々と交えた「小中一貫教育推進協議会」を組織している（中学校区単位）。各校の特別支援教育の様子や各学校間で行われている交流活動が報告され、地域や保護者が障害のある児童への理解を深める契機となっている。

今後の課題については以下の2点である。

① 学校を超えた支援ネットワークの構築と指導者の指導力の向上

対象児童は、自校に通級指導教室があり、専門性の高い担当教員により適切な合理的配慮を受け、通常学級の中で学年相当の学力を身に付けている。しかし、全ての学校において、対象児童と同様の学習上の困難さを抱える児童が、同様の支援を受けられる環境が整っているわけではない。

この課題を解決するために、通級指導担当教員が学校を訪問して、通級指導を受ける児童の観察や指導者への助言を行ったり、市教委主催の発達障害や学習障害の特性を理解するための研修会を開催したりしている。このような学校を超えた支援

ネットワークを、更に整えていく必要がある。

② 発達特性や児童の障害に応じた共同学習の場の設定

対象児童の現状からすると、集団から学ぶ、集団にいることの心地よさ、集団から得ることのできる心の安定はまだ十分育っていない。インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童も障害のない児童も共に学ぶという観点から、交流及び共同学習の充実は欠かすことはできず、合理的配慮の充実が更に重要になる。

対象児童が集団から学ぶためのスキルを身に付けるための教育活動や教材の工夫、周囲の児童の障害者理解への工夫、対象児童が学ぶ学級における課題設定の工夫などについても、継続して検討していく必要がある。